

様式第九（第十九条、第百十四条の二、第百三十七条の二関係）

医 薬 品 製 造 販 売 許 可 申 請 書

薬 局 の 名 称				
薬 局 の 所 在 地				
許 可 の 種 類		薬局製造販売医薬品製造販売業許可		
(法 人 に あ つ て は) 薬 事 に 関 す る 業 務 に 責 任 を 有 す る 役 員 の 氏 名				
総 括 製 造 販 売 責 任 者 (総括製造販売責任者補佐 薬剤師を置く場合にあつて は、その者を含む。)	氏 名		資 格	
	住 所			
申 請 者 (法 人 に あ つ て は 、 薬 事 に 関 す る 業 務 に 責 任 を 有 す る 役 員 を 含 む 。) の 欠 格 条 項	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消 しの日から3年を経過していない者			
	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、 取消しの日から3年を経過していない者			
	(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していな い者			
	(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その 他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基 づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を 経過していない者			
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者			
	(6) 精神の機能の障害により製造販売業者の業務を適正に 行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に 行うことができない者			
	(7) 製造販売業者の業務を適切に行うことができる知識及 び経験を有すると認められない者			
備 考	薬局開設許可番号			

上記により、医薬品の製造販売業の許可を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる)
事 務 所 の 所 在 地
氏 名 (法人にあつては、名称及)
び 代 表 者 の 氏 名

山口県知事 殿

別紙

薬局製造（販売）品目

- 1 平成28年3月28日付け薬生発第0328第8号医薬・生活衛生局長通知 別紙1 に掲げるもので承認された品目

(承認番号 第 号)
()

- 2 日本薬局方第二部収載品目のうち薬局製剤製造販売業者が承認を要しないで製造販売できる次の品目

吸水クリーム、親水クリーム、精製水、単軟膏、白色軟膏
ハツカ水、マクロゴール軟膏、加水ラノリン、親水ワセリン